

## 第9回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成22年3月13日(土) 午前9時30分～午後0時00分

場 所：燕市産業会館 2階 大ホール

### 出席者

市民委員：池田委員、市川委員、今井委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、川瀬委員、小林(正)委員、小林(由)委員、斎藤委員、清水委員、下村委員、中村委員、早川委員、本間委員、安田委員、山田委員（計18名）

（欠席7名 赤羽委員、宇佐美委員、遠藤委員、竹井委員、田邊委員、藤森委員、鷺澤委員）

職員委員：石村委員、岡田委員、門倉委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、武田委員、土田委員、富所委員、原田委員、細貝委員（計10名）

（欠席5名 西海知委員、服部委員、広瀬委員、松本委員、向井委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、藤野主事、宮野主事、地域振興課 五十嵐担当主査（計8名）

傍聴者：なし

### 次第

1. 開会	1
2. 意見交換	1
テーマ (仮称)まちづくり基本条例の要素案（中間まとめ）	
・中間まとめにあたって	1
・(仮称)まちづくり基本条例の要素案について	3
・中間まとめについての講評	4
3. ワークショップ	5
検討項目③「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」 ～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～	
①事務局説明	5
②グループワーク	6
・グループ別発表	10
【1班の発表】	10
【2班の発表】	10
【3班の発表】	11
【4班の発表】	12
【5班の発表】	13
4. その他	15
5. 閉会	15

## ■1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第9回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、お詫びがございませう。2月6日に開催を予定しておりました会議は、大雪による悪天候のため中止とさせていただきますが、委員の皆様には、すでに日程を組まれていたと思いますが、ご心配とご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでした。

それでは、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分で「(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)」をテーマに、検討の中間整理として、これまで検討した3つのテーマから導き出される「(仮称)まちづくり基本条例の要素案」について説明を行い、その後、ご質問等を受け付けさせていただきます。

また、会議の後半部分では、予定していた最後の検討項目となる『燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと』をテーマに、各グループの意見交換と発表を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしく願いたします。

早速ですが、これより次第の2番目の意見交換に移らせていただきます。

## ■2 意見交換

### テーマ (仮称)まちづくり基本条例の要素案 (中間まとめ)

事務局：

それでは、これから「(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)」をテーマに、中間整理として、これまで検討した3つのテーマから導き出される「(仮称)まちづくり基本条例の要素案」について説明を行います。それでは、資料1をご覧ください。

この資料は、これまで行ってきた検討がどのように条例に反映されるのか、その成果を委員の皆さんから確認していただきたいという趣旨から、これまでの検討内容を中間整理したものです。

事務局からの説明後、ご意見やご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

### 【中間まとめにあたって】

事務局：

この資料では、中間まとめにあたって、振り返りの意味で条例の必要性等について掲載してあります。時間の関係で、ポイントのみ説明を行いますので、詳しい内容につきましては、後でご覧いただきたいと思いたします。

1 ページ目の「まちづくり基本条例とは」という部分をご覧ください。こちらに掲載したとおり、市では、市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体の活力あるまちづくりを目指すため、この条例の制定に取り組みます。これが、市が考えるこの条例の制定の目的の概要です。

また、まちづくり基本条例が注目される背景として、「地方分権改革の進展」、「NPO や市民活動団体や企業など、公共的な役割を担う主体の多様化」、「市民ニーズの多様化や公共的課題の複雑化」などが挙げられます。

続いて、2 ページ目の上の部分をご覧ください。自分たちのまちの公共的な課題をより良い形で解決していくためには、みんなで考え、行動していくことが重要です。そこで、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにして、そのためのルールを条例という

形できちんと定めておくことが重要です。このように、まちづくりに関わるすべての人が共有できる新しいまちづくりの基本ルールとして、まちづくり基本条例の制定が必要とされています。

また、まちづくり基本条例を制定してどのような意義があるのかということですが、「市民がまちづくりの主体であるという再認識」、「情報共有によるまちづくりへの関心の向上」、「協働による公共的課題解決の推進(連携・協力体制の構築)」、「市政への市民参画の推進と市政運営の透明性の確保」、「市政運営の明確化による市職員の意識の更なる向上」などが挙げられると考えています。

また、条例ができたからといって、目に見える形で皆さんの生活が大きく変化するというものではありませんが、条例の考え方を基本として、みんなが共に考えたり、行動したりすることによって、より良いまちづくりを進めることができます。また、条例を制定して終わりということではなく、市民の皆さんと一緒に創り上げたまちづくり基本条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと考えます。これがまちづくり基本条例の必要性についての考え方です。

次に、3 ページにまちづくり基本条例素案の基本的な考え方について掲載してあります。

条例のポイントとしては、燕市のまちづくりの基本ルールを定めるまちづくり基本条例は、市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられることも重要です。

次に条例の性格についての説明として、「基本条例」とは、燕市のまちづくりの進め方についての基本的な事項や考え方を定める条例です。その基本的な事項をもとに、まちづくりの共通の基本原則や具体的な仕組みなどを分かりやすく示すものです。

そこで、条例の全体構成の考え方としては、(仮称)まちづくり基本条例素案を考える上で、個別分野、例えば、健康福祉、生活環境、都市計画、教育などの個別施策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例等に委ねることを原則として、燕市のまちづくりの全体に関わる仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。

まちづくり基本条例は、先進事例を見ても、理念的・抽象的な内容にどうしてもなりがちです。また、当たり前のことが書いてあるだけともとらえられます。しかし、この条例を本当の意味で生きたものとしていくためには、既存の条例や計画その他の政策がこの条例の内容と整合したものであるかどうか見直し、あるいは新たに条例などを整備していかなければなりません。さらに、条例の制定後も、その内容を進化させていく必要があります。

その意味では、100 パーセントの条例を目指すのではなく、必要に応じて容易に改正が可能な柔軟な条例とする必要があります。

これまでのワークショップでは、委員の皆さんから

「誰もが分かりやすい条例、分かりやすい文章、使いやすい、守られやすい条例」、「実効(実行)性のある条例」、「条例の周知、みんなに知ってもらえる条例」、「独自性のある条例」などの意見が、この条例に対して挙げられています。

これが、まちづくり基本条例素案の基本的な考え方となります。

資料の4 ページ目には、まちづくり基本条例素案の検討の進め方や、どのような考えに基づいて、検討を進めていただいているのかを再度掲載させていただきました。ここまでの、中間まとめにあたってのご説明です。

大まかな説明ではありましたが、中間まとめにあたっての条例素案の基本的な考え方についてご意見、ご要望があればお聞かせいただきたいと思っております。

ここまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますか  
(特になし)

## 【(仮称)まちづくり基本条例の要素案】

事務局：

それでは、続きまして、これまでの検討から見る条例の構成要素案についてご説明を行います。資料1の5ページをご覧ください。

これまでに、「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと」、「検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」、「検討項目②燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」の3つのワークショップを市民委員の皆さんと職員委員の連携のもと進めてきていただきました。これまでの検討結果をもとに、条例素案の全体構成を次のように考えました。

5ページの表の左側に掲載したとおり、大きく分けて「前文」、「総則」、「まちづくりの主体」、「協働」、「市民参画」、「市政運営」、「条例の位置付け」、「条例の見直し」をこの条例の構成の柱として掲載し、さらに、その右側に柱を構成する条例の要素を掲載しました。

これはあくまで案であり、各構成要素の順番やこのようなまとまりになるかは、まだ決定ではありません。また、前文や用語の意味など、一般的にまちづくり基本条例に規定されているものを事務局案として追加で掲載しました。ここに掲げました項目の必要性について、今日の会議の後半のワークショップで皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局でどのようにこれらの構成要素を整理し、導き出したのかについて掲載したものが、資料の6ページ以降の部分です。

6ページと7ページは、テーマ「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」で挙げられた意見を整理したものです。個別の意見がたいへん多く挙げられましたので、以前、まとめの資料をお示ししましたが、事務局で整理した主な意見を掲載してあります。

さらに、条例の構成を考え、条例に規定するとしたらどのような表現となるのかということで、箇条書き程度に表現を変更したものが「簡潔な表現に整理したもの」という部分です。これが条文案の要旨になりますが、この表現はあくまで事務局の案であり、4月以降の会議で各グループとして大事にしたい意見が反映されていないものがあるか意見交換を行い、さらに皆さんのご意見をいただきながら修正していきたいと考えています。

次に、意見を要点ごとにまとめたものが、「整理後のカテゴリ」という部分で、これが資料5ページの表の右側の条例の構成要素になります。

また、この構成要素をグループ化したものが「条例の構成案」という部分で、これが資料5ページの表の左側の条例の構成の大きな柱になります。

このように、これまでのワークショップで皆さんから検討していただいたご意見から、条例の全体構成を導き出してあります。

また、資料の8ページをご覧ください。8ページと9ページは、検討項目①「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」で挙げられた意見を整理したものです。こちらも、以前、まとめの資料をお示ししましたが、その主な意見を掲載してあります。

先程と同様に、条例の構成を考え、事務局で整理した主な意見、箇条書き程度に表現を変更した条文案の要旨、意見を要点ごとに整理したもの、条例の素案全体の構成を導き出したものを掲載しており、それぞれ資料の5ページの条例の構成要素の表に反映してあります。

また、資料の10ページをご覧ください。10ページ以降の部分では、検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」で挙げられた意見を整理したものです。こちらは、条例の構成で、まちづくりの主体という項目がありますが、その項目に掲げられる各主体とその役割を導き出したものです。

個別の要素案や条文案の説明は時間の関係で省略させていただきますが、今後の会議でそれぞれの項目について意見交換を行い、皆さんの意見を反映しながら提言書という形でまとめていきたいと考えています。

以上が、これまで行ってきた検討の成果を委員の皆さんから確認していただきたいという趣旨

から、中間まとめとして事務局が整理した内容です。

後半のワークショップでは、具体的に条例の構成の見直しなどを行っていただきますが、今ほど、ご説明しました条例の構成要素の考え方につきまして、ご意見、ご要望があればお聞かせいただきたいと思います。

(特になし)

事務局：

それでは、中間まとめにつきまして、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

### 【中間まとめについての講評】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。今回、事務局から皆さんのお手元に中間まとめという形で、まちづくり基本条例の骨子となる要素案を提示していただきました。

こういう形でお示しすると、何となく、勝手に行政が作ってしまったようにも見えるんですが、良く見ていただくとお分かりいただけると思います。資料の一番後ろのところにあるとおり、そもそも皆さんが出してくださったご意見を骨子にして、それを整理し、まとめたというものです。ここがポイントになりますが、一般的なことを言えば、行政が勝手に作るということも間々あることですが、今回は、そういう形をとっていません。皆さんがおっしゃられていた内容を、もし言葉が一緒ではなかったとしても、皆さんが意見を出してくださったものを盛り込んでまとめをしているということです。

それをまとめると資料5ページの条例の構成要素の概要のような形になりますということなんです。この部分については、考え方としてこのようなまとめ方があるということを経験からご覧いただきたいと思います。なおかつ、この概要のこういう部分にこういった考えを盛り込んだ方が良いのではないかと、こういう考えは盛り込まない方が良いのではないかなど、この後で意見交換をしていただければと思います。

今回、皆さんが出してくださった意見をこのように整理しましたが、一番問題になることは何かと言えば、意見が入っている場所が違うということがあり得るということです。自分たちは、こういう意図ではなかったということがないわけではありません。その点を少しご確認いただいて、例えば、まちづくりの主体という部分と市政運営という部分の両方に関わっているとか、協働と市民参画の両方に関わっているといったご意見などがあれば皆さんから挙げていただければと思います。

このように、皆さんから行ってきていただいたものを形にするとこのような形になりますよということで、これをあまり言うとう行政を持ち上げているようで良くないと思いますが、ひとこと言わせていただくと、こういうまとめや整理を行うのは職業柄と言いますか、行政は得意分野ですよ。こういうことが行政の役割ではないかと思えます。ただし、何も無いところから、ゼロから行政に作れと言われても困るんですね。皆さんがいろいろな意見を挙げてくださったことで、ここまで整理し、まとめができたということです。

餅屋は餅屋ということで、お互いに得意分野を生かし、機能を補完し合ってまちづくりを行っていくことが重要であると思っています。

僕からは、以上です。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生から中間まとめにつきましてご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

### ■3 ワークショップ

#### テーマ 検討項目③「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」 ～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～

#### 【事務局説明】

事務局：

それでは、続きまして、これより次第の3番目のワークショップに移らせていただきます。

はじめに、私の方から今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。本日配布いたしました資料4をご覧ください。

今回のワークショップのテーマは、検討項目③「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」です。今回の達成目標は、燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に規定しておきたい要素について、他の自治体の条例の構成要素と比較しながら、各グループの意見をまとめることです。

作業の進め方についてですが、1番目として、事務局から、資料2に掲げた条例の構成要素の必要性について簡単に説明を行います。

この資料2については、事前に皆さんから要素案に掲げた項目を条例に盛り込むべきか考えて、規定の要否欄の必要か不要かに○を付けてきてください、また、必要性の欄について修正意見があれば記入してきてくださいとお願いをしてありました。

ご都合により記入できなかった方もいらっしゃると思いますので、説明を聞きながら皆さんのご意見を記入していただきたいと思います。

作業の2番目として、規定の要否欄に記載した「必要」「不要」の意見数をグループ内で把握します。進行系の皆さんは、メンバー全員から「不要」と考える項目がないか意見を聞いてください。

作業の3番目として、必要性欄に対する修正意見の有無をグループ内で把握します。進行系の皆さんは、メンバー全員から修正意見がないか意見を聞いてください。修正意見としては、もっと強く言いたいもの、自分たちの意見と異なるものなど何でも結構です。この作業2と作業3を同時にメンバー全員から確認してください。また、記録系の皆さんは、規定不要の意見数や修正意見の内容を記録してください。

作業の4番目として、規定の要否について意見が分かれた項目、必要性について修正意見がある項目について、グループ内で意見交換を行い、グループとしての意見をまとめます。時間の都合上、メンバー全員が必要であると考えられる項目や修正意見のない項目については原則議論を行いません。

4番目までの作業が終了したグループは、5番目の作業として各グループで必要と考える構成要素を追加します。具体的には、他の自治体の条例の構成要素を掲載した資料3と比較して、まちづくりの基本ルールとして追加したい項目があれば、資料2の最終ページに追加してください。

さらに、時間があればということで、5番目までの作業が終了したグループは、要素案の順番について修正する必要があるか確認するとともに、全体構成の見直しについて、例えば、情報共有は重要であることから1つの独立した章として構成するといったことについても考えてみてください。

時間が短くて申し訳ありませんが、ここまでの作業を90分間行っていただいた後、進行系の皆さんから、各グループの意見交換の内容について発表していただきます。

続きまして資料3をご覧ください。資料3は、県内他市の条例の構成要素と今回の燕市の案を比較したものです。

この資料は、条例の項目が必要かどうかを考えたり、新たにまちづくりの基本ルールとして追加したい項目を考えたりするうえでの参考資料としてください。

なお、他市に項目があるから燕市でも追加した方が良いということや、他市に項目がないから

燕市も削除した方が良いということではありません。項目を複雑にすれば、それだけ分かりにくい条例になりますし、他市に項目がないのに燕市の案に載っているものは、燕市の独自性や地域の特性が見えてくる部分です。

この資料を参考にしながら意見交換を進めていただきたいと思います。

## 【グループワーク】

事務局：

それでは、これから資料2についてご説明します。資料2をご覧ください。先ほど作業の進め方でご説明したとおり、資料2の規定の要否欄の「必要」「不要」の記入が済んでいない方は、事務局の説明を聞きながら各自のご意見を記入していただきたいと思います。

最初に資料の補足説明です。今回の会議では、太枠の部分について意見交換を行います。内容や条文の要旨案については、今後も修正が可能なため、今回の検討をするうえでの参考としていただきたいと思います。

それでは各項目について順番にご説明します。質問は最後にまとめて受け付けさせていただきますのでお願いします。

### 1. 『前文』

前文は、条文本体の前に置かれて、条例の制定の目的などを強調して述べた文章で、意味が変わらなければ何を書いても構いません。前文自体が守らなければならない決まりとなるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものとも言われます。前文は必ず置かなければならないという決まりはありませんので、前文のない条例も数多くあります。

それでは、規定の要否を考えてみてください。

### 2. 『総則』

総則については、これまで具体的に検討を行っていませんが、一般的にこの基本条例に規定される項目であることから事務局が追加したものです。

#### ■ 『目的』

目的の規定は、よほど簡単なものや一部の例外を除いて、第1条に置かれています。この条例の制定の目的を明らかに示すとともに、各条文の解釈となります。

#### ■ 『用語の意味』

用語の意味は、この条例を誰もが同じ解釈のもとで運用していくために、条例で使用している重要な用語を掲げて、その定義を定めるものです。

#### ■ 『まちづくりの基本理念』

燕市が目指すまちづくりの方向やまちづくりに関わる各主体が共有しなければならない基本的な考え方を基本理念として明らかにするものです。

#### ■ 『まちづくりの基本原則』

条例の目的達成や基本理念を実現するために、まちづくりに関わる各主体が共有しなければならない行動原則を明らかにするものです。

なお、他の自治体では基本理念と基本原則を区分けしないで1つの規定にまとめて定めている例もあります。それでは、規定の要否を考えてみてください。

### 3. 『まちづくりの主体』

#### ■ 『市民の権利』

市民の権利については、これまで具体的に検討を行っていませんが、市民の役割と一体となるものとして事務局が追加したものです。

市民の権利は、市民の皆さんが主体的にその権利を行使することによって、市民参画と協働によるまちづくりを推進し、市民主体のまちづくりを目指していくことを明らかにするものです。

続いて、市民の役割から以下の部分に各主体の役割を掲載しています。まちづくりの主体については前回の会議で意見交換を行い、暫定ではありますが規定の必要性について決定し、その結

果をあらかじめ資料に掲載してありますので、今回の意見交換は不要です。ただし、必要性についての修正意見やもっと強く言いたいものなどがあれば、グループ内で話し合っていたいただきたいと思います。

#### **4. 『協働』**

##### **■ 『協働の推進』**

市民と行政の協働のまちづくりの必要性や重要性は、これまで話し合ってきたとおりですが、地域の公共的な課題のより効果的な解決や自立した地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民と行政、議会、また市民同士が相互に協力し、連携して協働のまちづくりを進めていくことを明らかにする必要があります。

##### **■ 『協働事業の推進』**

公共的な課題の解決に向けて市民と行政が同じテーブルで協議する場をつくるなど協働の取り組みを推進していくことが重要です。そこで、行政からの提案だけではなく、市民からの提案という相互の提案によりこの趣旨を実現しようとするものです。

##### **■ 『地域活動・市民活動の推進』**

市民と行政がともに公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市民の自主的かつ自発的活動である地域活動や市民活動を積極的に推進していく必要があります。市民一人ひとりが地域活動や市民活動を応援することで、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。

##### **■ 『行政による支援』**

行政支援も、これまでの検討の中で何度か意見が挙がっていますが、行政は、まちづくりのさまざまな主体がパートナーとして共に活動できるよう、その活動の公益性や活動内容の透明性、行政支援の効果について詳しく検証したうえで、活動の促進のために適切な支援を進めていく必要があります。

##### **■ 『自主性・自立性の尊重』**

行政は、さまざまな主体との協働によるまちづくりを行う場合や必要な支援をする場合に、各主体の自主性や自立性といった特徴が生かされるように配慮しなければなりません。協働の相手方を行政の下請けとして位置付けることのないよう、その特性を生かした政策を進めていく必要があります。

##### **■ 『人づくり（人財育成）』**

人づくりも、これまでの検討の中で何度か意見が挙がっていますが、地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人材の問題があります。まちづくりは人づくりに例えられるように、すべての基礎となることを認識するとともに、人づくりは市と市民が協働で取り組むべき公共的課題としてとらえ、人材の育成の推進について明らかにする必要があります。

#### **5. 『市民参画』**

##### **■ 『市民参画の推進』**

市民参画の必要性や重要性は、これまで話し合ってきたとおりです。市では、さまざまな市民参画の仕組みを制度化していますが、さらに市政への市民参画を推進し、開かれた市政を実現するため、市民参画を基本とした市政運営を行っていくことが必要です。

##### **■ 『市民意見の反映』**

市民主体のまちづくりを目指すためには、市民の意思に基づく市政運営を行う必要があります。行政は、市民参画により市民から提案された意見や提言などを個々に検討し、政策等に反映させるよう努めるとともに、その結果を市民に公表するなど、必要な取り組みを行っていくことを明らかにするものです。

##### **■ 『審議会等』**

審議会の委員公募については、統一の指針を現在策定中ということで、これまでは、委員の公募を求めるかどうかは、市の各部署の判断に任されていた部分もあります。審議会は、行政の政



策過程で重要な役割を担っています。また、市政への市民参画を実現する重要な方法の一つです。多くの市民からさまざまな意見を聴くために、男女比率、年齢層などを考慮し、幅広い分野から委員を選任するとともに、委員の公募制を充実させ、市民参画の促進と政策過程の透明性の向上に努める必要があります。

#### ■『審議会等の会議の公開』

審議会等の会議の公開については、これまで具体的に検討を行っていませんが、市民参画と情報共有の推進につながるものとして事務局が追加したものです。また、審議会の会議の公開についても、統一の指針を現在策定中ということで、これまでは、会議を公開するかは、市の各部署の判断に任されていた部分もあります。そこで、行政の政策過程の透明性を図り、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開とすることを明らかにするものです。

#### ■『対話の場』

市では、対話の場として現在、市政懇談会の開催やまちづくり出前講座などを行っています。市民の情報交換や意見交換、学習機会となる対話の場の設置により、課題の共有やお互いの立場を理解することができます。市民意見をより反映したまちづくりを推進するため、対話に基づき、市民がまちづくりに参画する機会を保障するものです。

#### ■『パブリックコメント』

パブリックコメントについては、これまでの検討の中では具体的に検討を行っていませんが、市民参画の推進につながるものとして事務局が追加したものです。

燕市では、市民の意見を市政に反映させる具体的な手法のひとつとしてパブリックコメント制度を設けていますが、この条例に規定することで、行政の意思決定の過程の公正性の確保や透明性の向上を図る姿勢を明らかにする必要があります。

#### ■『住民投票』

住民投票は、市民参画を保障し、市民の声を市政に直接届ける重要な制度の一つです。ただし、まちづくりは、市民と行政の信頼関係や協力関係が必要であり、情報共有と市民参画を実践し、政策決定までの議論の過程を大切にすることで、住民投票に至らなくても解決していくことが可能です。住民投票は、賛否両論やさまざまな課題があります。住民投票に至ることなく重要課題を解決していくことが最適ですが、市民の意思確認のためのあくまで最終手段という位置付になると思います。

これは事務局からのお願いですが、住民投票については、ぜひ各グループで燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に盛り込むことが必要なのか検討して見ていただきたいと思います。

### 6.『市政運営』

#### ■『情報共有』

協働の取り組みを進めていくうえで、パートナー同士が持つ情報を相互に共有することは、たいへん重要です。そのため、市民と行政が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努める必要があります。

#### ■『情報公開』

燕市では、燕市情報公開条例に基づき、市政運営の透明性の確保が図られていますが、情報公開は、市民の知る権利を保障し、市民参画を推進するための前提条件となるもので、この条例に規定することで、市民に開かれた市政運営を一層推進する姿勢がより明らかになります。

#### ■『個人情報の保護』

個人情報の保護については、これまで具体的に検討を行っていませんが、情報公開と一体となるものとして事務局が追加したものです。

市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで、情報公開や情報共有が重要となる一方で、個人の権利と利益の保護を図ることが必要です。燕市では、燕市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護が図られていますが、この条例に規定することで、個人情報の保護に関する燕市の基本的な考え方がより明らかになります。

## ■『説明責任／応答責任』

説明責任は、市民参画と協働によるまちづくりを進める上で最も基本的な原則です。行政は今後、政策の各過程でその必要性や経過、内容などについて分かりやすく説明し、また、市民からの市政に関する意見、要望、提案等に対して、適切な対応を図り、市民から理解が得られるよう努めていくことが必要です。

## ■『総合計画』

市では、総合計画を策定し、総合計画に基づいた政策を実施しています。総合計画は、燕市のすべての計画の基本となる計画で、燕市の事務事業は、すべて総合計画に基づいて行われます。行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な政策を実施し、また、政策等の進捗状況について公表していくことが必要です。

## ■『行財政運営』

行政が、自主自立のまちづくりを進めていくとともに、この条例の目的の実現に向けて最大の機能を発揮していくためには、継続的に行政の効率性を高める努力をしながら、健全な財政を保っていかねばなりません。また、燕市の財政状況について公表していくことも必要です。

## ■『行政改革』

市では、行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んでいます。行政改革は、現在の行政運営を全面的に見直し、効率的で効果的な行政運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるよう取り組まれるものです。燕市では、前例にとられない発想のもと、自己決定と自己責任を基本とし、集中と選択によるまちづくりを進めていくことが求められています。

## ■『行政評価』

行政評価も現在、市で取り組みが行われています。必要性としては、行政評価は、行政が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取組み方法などを見直し、次の仕事に生かしていく仕組みで、効率的で効果的な行政運営を行い、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすためものです。

## ■『まちづくりの仕組み』

政策法務と他の自治体の基本条例ではよく規定されています。必要性としては、さまざまな社会経済情勢の変化に対応するためには、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換していくことが求められます。そして燕市の地域特性を生かした政策や条例の立案など、独自の行政を行うよう努める必要があります。

## ■『交流』

交流は、さまざまなまちづくりの主体が一体となってまちづくりに取り組むため必要不可欠であると考えますが、事務局で意見を整理する中で、条例の構成のどの部分に置くべきか悩んだ末に、市政運営のところに位置付けましたが、まちづくりの基本原則の中に位置付けた方が良いのかもしれない。必要性としては、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちと交流・連携することにより、新しい価値観を生み出し、地域の公共的課題を効果的に解決することが期待できるのではないかとということです。

## ■『国・県との連携』

国・県との連携については、まちづくりの主体の役割の検討の際にも話し合われました。必要性としては、地域の公共的課題は、市単独では解決できない場合もあるため、国、県、他の市町村との間での情報共有など、積極的な連携を図っていく必要があるのではないかとということです。

## 7.『条例の位置付け』

まちづくりのさまざまな主体が、この条例の趣旨を理解して、条例の考え方を基本として考え、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。そこで、市民と行政は、この条例に定める事項を尊重しながら、まちづくりを行っていくことを明らかにします。

## 8.『条例の見直し』

この条例は、制定することが目的ではありません。また、時代や社会経済情勢の変化などで、

条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指します。

以上、かけ足でご説明いたしました。ご質問があればお願いします。

(特になし)

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくをお願いします。

また、資料 2 についてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

### 【グループ別発表】

事務局：

それでは、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの進行係の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

### 【1 班の発表】

まず、規定の要否についてですが、規定不要の意見が 3 点ありました。

資料 7 ページの住民投票です。住民投票についてですが、協働のまちづくりを目指して、このまちづくり基本条例を創り上げていくわけですけれども、そういう状況において最悪を想定すると言いますか、最終手段の要素というのは、わざわざ盛り込まなくても良いのではないかということで、現時点では不要とさせていただきたいと思います。

続きまして、資料 9 ページのまちづくりの仕組みという要素案です。こちらについては、必要性として挙がっている、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換していくことが求められるという内容についての具体的なものは、同じページの行政改革や行政評価して挙がっていますので、同じような内容のものを再度表現しなくても良いのではないかということで不要とさせていただきました。

続きまして、資料 10 ページの条例の位置付です。こちらについては、前文や目的で同様の表現ができるのではないかということで、なるべく要素案というものは絞った方が良いのではないかということで不要とさせていただきました。

次に、必要性に対する修正意見ですが 1 点ありまして、6 ページの人づくりという部分です。燕市は、去年の春に教育立市宣言を行いました。その趣や重さを基本条例の中に、何とか盛り込みたいということで、表現は考えていませんが、教育の充実を図ることを必要性の中に謳っていただきたいという意見がありました。

以上です。

### 【2 班の発表】

まず、前段といたしまして、市民に分かりやすい条例であるべきとの意見があり、どこまでも細かい条例にするといろいろと拘束される部分が生じますので、ある程度柔軟性があって、複雑ではない条例が良いという方向性で一致しました。

そういった観点もあり、まず 1 ページの前文について意見が出ましたが、目的が別に設けてありますので、不要ではないかという意見が最初にありましたが、全体としては燕市の考えを示すことで条例の内容に入っていくやすいという面があり、最終的には必要という意見になりました。

続いて、まちづくりの基本理念、基本原則という要素案がありますが、その内容を考えると別々

にしないで1本化しても良いのではないかという意見がありました。

人づくりについては、当然重要ではありますが、お金がかかる話であり、やるべきことはやるという中で、条例の中に明文化する必要はないのではないかという意見になりました。

7ページの審議会等、それからその下の審議会等の会議の公開ということで分けてありますが、これも1本化してスッキリと規定した方が良いのではないかという意見になりました。

対話の場という項目についても、市民参画の推進の要素と1本化するというところで、同じく簡素化した方が良いのではないかという意見が出ています。

総合計画については、非常に重要な項目ということで、市民と一緒に作り、項目立ても強調できたらよいのではないかという意見になりました。

住民投票の項目ですが、やはり難しい問題があり、これもあれもすぐに住民投票ということにもなりかねないということで、そのときの情勢やその問題によって変わるので、住民投票自体は必要ですが、今はこの条例には載せない方が良いのではないかという意見になりました。

2班では、項目の追加については、現段階で考える項目は網羅されているので、定期的に条例の見直しを行っていくことが一番大事なことであり、今の段階では簡素化してわかりやすくすることを第一にして、見直しの中で進化させていくべきという意見でまとまりました。

以上です。

### 【3班の発表】

2ページの市民の権利のところですが、必要であるという結論は変わりませんが、例えば、人によっては協働したくない権利というものもあるのではないかという意見がありました。その中で、他市の条例では、市政への参加の有無で差別的扱いを受けないという規定があることや、選挙に行かない権利もあるというお話も先生から伺いましたので、今後の条文の要旨を考える中で検討していけば良いのではないかということになりました。

次に3ページのまちづくり協議会について、今回の議論のテーマではないので、細かく説明は行いませんが、一部自治会で不要論が出ている中で規定しておいて大丈夫かという意見もありました。ただ、自治会とまちづくり協議会を条例の中できちんと規定していくことで、説明の材料にもなるのではないかということで、結論が変わるということはありませんが、そのような意見もありました。

5ページの市の職員の役割という中で、必要性についての修正意見ではありませんが、条文の要旨案の部分に関わってくるんですが、コンプライアンスについて、もっと強調しておくべきではないかという意見がありました。条文の要旨案を見ますと、「職員は法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します」とありますので、グループの結論としては、この規定の中ですべて包含されると考え、あえてコンプライアンスを強調して規定する必要はないという意見でした。

7ページの審議会等という部分です。審議会を設置するのは良いが、いくつも作ることが必ずしも民主的とは限りません。作り過ぎても、結局行政側からガス抜きのように使われたり、行政の思うように進められたりするのでは、見直しをする必要があります。審議会を作るのであればその基準を明確にしておくべきであるという意見です。また、あまりにも委員の充て職が多いため、その結果として出される意見数が少なくなり、行政の案を追認するような形になってくる場合が往々にしてあり、そういったことを改善すべきです。それから、これまでの審議会等を見ると男女比が偏り過ぎているため、必要性にも書いてありますが、男女比を改善すべきであるといった具体的な話がありました。

その下の住民投票については、議論的になりました。必要とする意見と不要とする意見が、だいたい相半ばする状況でした。不要という意見の論旨としては、基本条例の中であえて謳う必要はなく、法律でも定められていることである。また、住民投票は○か×で結論付けてしまうことになるので、それだけですべて決められるものではないだろうということもある。そして、ここに規定しておくことで、住民投票が安易に乱用されてしまうのではないかという意見がありま

した。一方で、市長の独断専行にならない歯止めとして、こういう手段もあることを知らしめるためにも規定しておいた方が良いのではないかという必要論もありました。

8 ページの個人情報の保護については、こちらも不要ではないかという意見がありました。個人情報保護条例があるのだから、あえてこの条例の中に規定する必要はないのではないかということです。これは、結局、その上の要素の情報公開とセットで出てくるものだと思いますので、それであれば、情報公開の部分のただし書き程度に収めておき、あえて独立して設けるまでの必要はないのではないかという結論でした。

以上です。

#### 【4 班の発表】

1 ページの前文のところですが、前文では一般的な表現ではなく、皆が見て燕らしさが分かるような表現が出せれば良いねという意見がありました。

2 ページのまちづくりの基本理念と基本原則に関しては、一緒でも良いという意見と、別々の方が良いという意見の両方の意見がありました。

3 ページの自治会とまちづくり協議会のところでは、自治会の必要性はこのように挙げられていますが、実際には自治会によって地域への影響力の差が非常に大きいという現状の話がありました。また、まちづくり協議会の規定は必要ということで挙げてありますが、このようにはっきり明記するよりは、自治会のところで、「自治会は、まち協と連携する」といった表現をした方が、かえって条例を使いやすいのではないかという意見でした。

4 ページの事業者等の役割のところ、条文の要旨案には表現として書いてあるんですが、事業者等には地域社会への貢献という部分が必要の中に入ると良いねという意見がありました。

5 ページの協働事業の推進というところでは、協働のまちづくりが偏りなく行えるように、公平という言葉を入れてほしいという意見でした。

6 ページの行政による支援というところは、要素としては必要ですが、その前の協働の推進という項目を考えると、協働の推進には、やはり行政による支援が必要であり、セットとなるところがあるので、協働の推進のところに入れて別立てでない方が良いという意味で不要ということになりました。

人づくりというところでは、まちづくりの基本になるので、この協働の枠に入るよりは、基本理念の枠の方が良いという意見です。

市民参画の推進と市民意見の反映については、市民意見を反映し、市民参画を推進していく一体的なところがあるので一緒の枠で良いのではないかという意見です。

7 ページの審議会等のところでは、前の班が発表した意見もありましたし、会議等に参加しやすい条件を整えていくことが必要なのではないかということで、例えば夜に開催して若い人が参加しやすいようにするという意見がありました。

審議会等の会議の公開については、公開の迅速性ということも必要で、例えば数か月も経ってから公開ということではなく、速やかに公開することも必要性に謳った方が良いのではないかという意見です。

対話の場というところは、いろいろな人の意見を聞くということは必要ですが、独立して規定する必要まではないのではないかということで、不要という意見です。

パブリックコメントについては、必要ですが実際は機能していないし、市民からの意見が出にくいので、市民の声が反映しやすい工夫が必要だという意見がありました。

8 ページの情報の共有と公開については、公開されたものを共有していく意味から、一緒で良いのではないかという意見です。

説明責任については、ここまで詳しく独立して規定しないで、説明責任を情報公開の中に入れて、そのように努めると規定すれば良いのではないかということで、かえってこのように詳しく書いてあると、使いづらい部分やデメリットの部分も出てくるのではないかという意見でした。

個人情報保護については、これがあるがゆえに地域活動が行いづらい部分もあるという現状についての意見がありました。

9 ページの行政改革については、市役所だけでなく、学識経験者等の広い分野から行政改革に関わっていただければ良いのではないかと、そういうことも考えてほしいという意見がありました。

まちづくりの仕組みに関しては、内容が良く分からないということで、不要という意見です。行政評価については、どういうことなのか、どういう形で行っているのかという意見があり、内容が良く分からないという意見でした。

交流については、地域コミュニティのところで住民同士の交流についての部分があり、ここでは不要という意見です。

最後に、追加で必要と考える要素として、構成のどの部分に入ったら良いのか、まとまらなかったんですが、要素として国際交流と他市町村との交流の二つが意見としてあり、これからのグローバル化に対応するため、国際的な人材を育成するという点と他の市町村のまちづくりを燕市の取り組みに生かすという点で意見が出されました。

以上です。

## 【5 班の発表】

2 ページの市民の権利、それに伴う市民の役割のところ、地方自治法に定める権利義務、これらの定義を尊重するように定義してはどうかという意見がありました。

7 ページの審議会等、それに伴う審議会等の会議の公開のところで、必要という意見が大半でしたが、不要という意見では、審議会等として一つの項目にあえて規定する必要があるのかという意見がありました。

対話の場、パブリックコメントのところで、これも別立てで規定する必要があるのかということで、一つの項目としてまとめても良いのではないかとという意見です。

住民投票についても市民参画の仕組みとして一つにまとめて良いのではないかとという意見がありました。また、住民投票のところで、必要ということは大半の意見でしたが、これを盛り込むことによって対話を通り越していきなり投票ということにもなりかねないという意見がありました。

8 ページの行財政運営ですが、次に出てきます行政改革、行政評価について必要ということは分かりますが、別立てで項目を起こす必要があるのか、むしろ行財政運営として行財政改革、それから行政評価を一緒にまとめて簡素化してはどうかという意見が大半でした。

まちづくりの仕組みについては、不要という意見が大半でした。どういう意味合いで盛り込む必要があるのか不明な点があるということです。

条例の位置付けについて、必要という意見が大半でしたが、不要とする意見としては、条例の位置付けをあえて規定する必要性について疑問があるというものです。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

時間の少ない中で、議論を急かしてしまった部分もあったと思いますが、今回の発表内容を整理して、次回の会議に臨みたいと思います。

なお、今回の会議で、当初予定しておりました検討項目の①から③までの検討を終了いたします。皆さんからこれまで非常に熱心にご議論いただきましたこと、事務局といたしましては非常に感謝しております。

今後は、これまでの検討成果を提言書という形でまとめていく作業を行っていきたくと考えておりますが、提言書のスタイルについて事務局からご提案があります。

当初は、皆さんから条例の素案を箇条書き程度にまとめてご提言をいただきたいと考えており

ました。しかし、アドバイザーの馬場先生ともご相談させていただきましたが、今回、ご提言をいただきます提言書のスタイルは、皆さんが考える条文を掲載して、ほぼ条例の形式の形を示した中で、ご提言をいただきたいと考えております。これは、委員の皆さんから提出していただく提言書を市の職員が条例の条文に変更する際に、形や意味合いが大きく変わることはないようにしたいということと、最初から行政の案が決まっていて、結局そこに落ちてしまったのではないか、結局意見が通らなかったということのないよう、検討して下さった皆さんとの信頼関係を損なわないようにしたいためです。

決して、条文の作成を皆さんに丸投げして、皆さんに責任を押し付けるということではありません。最初の会議でご説明いたしましたが、最終的に条例案を決定するのは市長ですし、市長に説明をする責任は、わたしたち事務局にあります。

そこで、今後、提言書の検討を進めていくに当たっての進め方や注意点について、馬場先生からご意見やアドバイスをいただきたいと思います。

馬場先生：

今、皆さんから議論していただき、条例の要素についての必要または不要という意見が出されました。ここで重要であった点は何かと言えば、どうして必要なのか、どうして不要なのか、もしくは、どうして二つの規定を合わせて、一つにまとめなければならないのかという説明の部分なんです。

この後、条例案という体裁を含めた形で提言書をまとめることになりますが、条例案は基本的に長い文章にはなりません。見ていただくと分りますが、割とさっぱりと文章を書いています。さっぱり書いてあると、皆さんのこれまでの議論が吹き飛んでしまうのではないかという不安があるわけです。

そこで、条例の案文と併せて、今まで我々が行ってきた議論も提言書に載せていこうと、こういう形態で進めていただければと思っています。この条文は、こういう意味を持っているんだということがわかるような形で提言書をまとめていかれたらと思うんです。

ただ、今お話ししたように、皆さんが議論して下さった内容については、割と平たく、皆さんの話し言葉に近い形で書けば良いのですが、条例案それ自体を考えると、これは法令の文章なので少し技術的な要素が大きいんですね。したがって、その条例案の案文については、餅屋は餅屋ということで行政に任せた方が良いでしょうと僕は考えています。

その上で、その条文がどういった意味なのかということを経理局から皆さんに説明をしてもらおう、こういう形が良いのではないかと考えています。僕の提案と言いますか、そのような進め方のほうが効率的であり、なおかつより良いものができあがるのではないかと考えています  
以上です。

事務局：

馬場先生、ありがとうございます。今、馬場先生から餅屋は餅屋というお話がありまして、条文案につきましては、テクニカルな部分があるというご説明でした。

そこで、もし皆さんのほうで差支えがなければ、これまでの検討を踏まえた形で次回の会議で条文案というものを事務局からお示しすることも可能であると考えています。

つきましては、この方向性で皆さんご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

事務局：

ありがとうございます。それでは、次回開催に向けて提言書に掲載する条文のたたき台を事務局で作成して、間に合えばということになりますが事前に送付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

## ■4 その他

事務局：

それでは、次第の4のその他につきまして事務局から連絡事項のご説明を行わせていただきたいと思います。

次回の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

次回の開催日ですが、1月後の4月17日(土)午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。今回と開催場所が変更となりますのでご注意ください。

次回の会議では、これまでの意見や考え方を踏まえて、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)に皆さんの意見を反映する作業を行っていく予定です。ただし、先ほど、ご説明しましたとおり、事務局で条文案のたたき台を作成させていただきますので、その説明がメインになると思います。次回は、条文案について皆さんに詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

つきましては、宿題ということではありませんが、それぞれの委員の皆さんの視点で、これまでの議論の内容を振り返ってみて、確認してきていただきたいと思います。

もう1点、事務局からのお願いがあります。

通常であれば、燕市の委員会や審議会には、代表者として委員長や副委員長を選任していただいています。今回のまちづくり基本条例市民検討会議は、委員の皆さんから対話しながら自由に意見をいただきたいという趣旨から、全員で議論して、全員で合意形成を図るというワークショップのスタイルで、委員長や副委員長を選任しないで、これまで検討を進めてきていただきました。条例を市民の皆さんと協働で案の部分からつくりあげることをはじめの試みですが、委員長などを置かないでメンバー全員で何かを形づくるという試みも審議会としては特別な試みではなかったかと思えます。

今後は、提言書という形で検討会議としての意見をまとめていく作業がメインとなりますが、これまでどおり委員長や副委員長を置かずに、ワークショップで委員の皆さんの合意形成を図りながら事務局で意見を整理していく方法もあります。しかしながら、今後、できあがった提言書を市長に渡していただく役割や検討会議としての条例の素案をまとめていただく役割などを考えますと、委員長と副委員長を選任していただいたうえで提言書の検討に移った方が良いのではないかと考えます。

そこで、次回の会議で公募委員の皆さんの中から委員長、副委員長を互選していただくことを提案させていただきたいと思いますが、この点につきましてご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし。事務局一任で良いという意見あり。)

事務局：

それでは、次回までに選任の方法等を考えさせていただきたいと思います。

## ■5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間を過ぎてしまい、申し訳ありませんでしたが、本日の会議を閉会いたします。最後に、お願いがあります。今回も、ふりかえりシートのご記入をお願いしたいと思いますので、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。おつかれさまでした。